

「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」改正案
へのパブリックコメントに出された意見と、その意見に対する市の考え方

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	<p>既設太陽光パネル発電を見ても、1,000㎡は見た目にもかなり広く、確実に中津川の景観を損ねます。せめて上限を300㎡（100坪以上）以上にしていきたい（建物屋上は除く）。ましてや現存する自然林の伐採を伴うような造成工事をして施設を設置するのは防災的に考えても負でしかないと考えます。民間企業の利益追求の為に市が片棒を担ぐような選択をし、制度を作るのは賛成しかねます。どうか科学的な根拠の基に人命重視で『安心安全なまち中津川』を作ってください。</p>	<p>この条例は、適切な事業の実施により当市の自然環境等と再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電施設）の調和を図るために制定されており、太陽光発電設備の設置自体を規制するためのものではありません。開発の上限の設定をすることは、憲法の財産権等に抵触する可能性があるため、素案の通りとさせていただきます。</p>
2	<p>1,000㎡を無くし、10kWを基準とする改正は反対です。300㎡、10kWにしたい。</p>	<p>現在は1,000㎡を超える発電施設について市への届出を求めており、1,000㎡以下の施設の市への届出の義務がありません。しかしながら届出不要となる1,000㎡以下の施設の設置で近隣住民の方とトラブルが発生していることを鑑み、事業用発電施設の目安である10kW以上に変更するものですので、ご理解をお願いします。</p>
3	<p>「着手60日前」を削除することに反対です。地元説明会前後1回合計2回は少な過ぎます。少なくとも前後4回は説明会を開き、その都度届出で記録を残してください。</p>	<p>当初の案では、市への申請は事前申請と本申請の2回としていましたが、最終的には1回にまとめるよう変更しました。 また、これまでは市への届出は事業着手の60日前となっていたのですが、今回の改正により、市への届出は国への認定申請前とし、地元説明会実施後、協定を締結してから市への届出を行うように変更しました。 FIT制度に係る国への認定申請から国から認定されるまでの標準処理期間は、10kW以上の太陽光発電設備の場合、3カ月となっています（2018年6月31日付資源エネルギー庁「FIT制度における標準処理期間及び運用ルールの一部見直しについて」より。） 従いまして、市の届出は国の認定の約90日前に行われることとなり、国の認定後となる事業着手からはこれまでの60日より30日以上早まることとなります。 なお、地元説明会の結果は毎回報告書として市に届出が義務付けられており、回数制限はありませんが、協定の締結を義務付けたため、複数回の説明会は必要になるものと考えています。</p>

	提出された意見	意見に対する市の考え方
4	再生可能エネルギーは広義な意味合いが強いので、「太陽光パネル発電設備に限る」とし、小水力発電や地熱発電とは分けて考えなくてはならない。	現行の条例3条で「再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするもの」と規定しています。今回の改正案でもこの規定は継続されます。
5	破損したり、廃棄する太陽光パネル及び設備の廃棄またはリサイクル方法について明記させる必要があり、守らなかった場合の罰則や保証人を決めておく。	今回の改正案では、第16条第2項に「事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、その他関係法令等に基づき、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を行わなければならない。」と追加させていただきました。守らなかった場合は、各法に基づき罰則が適用されます。
6	かなり厳しい条例になる上買取条件も厳しくなる中、今後新規申請の可能性はあるのか？→この条例により乱開発防止になることが期待できます。	今後新規申請の可能性につきましては、経済状況、社会情勢、国の政策等により変化するため、お答えできませんが、本条例を改正し、適切に運用したいと考えております。
7	自治会との協定書は地権者及び当該地区住民の利害関係で気まずい関係になる事も「条例を厳しくする事」で防げる事が期待できますが、この条例を地権者及び関係者に広く知らしめる必要有ると思います。	事業者への相当期間の周知が必要と思われますので、今回は条例改定後、半年間の周知期間を設けており、広く周知してまいります。
8	地権者が遠方で有ったり、血縁が薄くなる中で売却、借地契約等で手放す場合において自治会が協定拒否出来るのかの不安もあります。	事業者が正当な理由がなく協定を締結しない場合は、条例違反となり、事業者名を公表します。一方で、事業者の協定締結の求めに自治会等が正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、協定の締結は不要とされます。協定の締結は、そこに実際に生活している人の暮らしを守り、緊急時の補償をするうえで大切な手段です。安易な妥協はせず、不安を残さない協定書の締結が必要と考えています。
9	「(抑制区域)の新設」に「里山及び荒野等の緑地」を追加すべきでは？何故ならCO2削減マイナス効果を含め緑地の開発は自然災害に結び付くから？	抑制区域を指定するうえでは、その法的根拠が必要であり「里山及び荒野等の緑地」という概念的な指定は難しいと考えています。
10	(適正な管理)の追加で、1.項の「土砂及び多量の雨水が流出しない事」について具体的な数値は？	具体的な数値でお示しすることは難しいですが、流出した土砂や雨水が、流入先で被害を及ぼすまでにはならない程度と考えています。
11	排水の受け皿（市の排水路等）を超えた流水が予想される場合関連工事はどちらの管轄？	太陽光発電設備の設置事業者が、関連工事を実施することとなります。

	提出された意見	意見に対する市の考え方
12	雨量の計算で大切なのは平均雨量でなく、瞬間雨量だと思いますが想定可能でしょうか？	流量計算において、時間雨量を126ミリで計算しています。（宅地造成指導要領による）
13	更に地形によって変化する集まってくる雨量をどの様に計算出来るのでしょうか？	同上
14	災害が発生した場合「協定書で同意しているから」が理由で自治会及び被災関係者が不利にならないか？	災害が発生した場合の対応を協定書に明記することで、自治会側が不利にならないようにできると考えています。 協定のひな型も「手引き」を作成し、広く公表する予定です。
15	小規模の申請が集まれば大きなものになるので、これから注意して認可されることを願います。	事業計画の認定は国がおこなっているため、市が認可するものではありませんが、国と連携して事業者に対して適切な事業の実施を求めてまいります。
16	適正な管理の6. 雑草の繁茂について設備の周辺も管理してほしい。8. 景観にも関連。	事業区域をその対象としているため、ご指摘の周辺が事業用地内であれば管理の対象となりますが、その周辺が事業用地ではなく第三者の土地である場合は、難しいと考えます。景観についても同様です。
17	安心、安全が確認できるように、点検記録簿等の定期的な提示。	条例では、市長が事業者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができるようになっているため、事業者には必要に応じて点検記録簿等の提示を求めていきます。
18	再生可能エネルギーに代表される太陽光発電、ソーラーパネルの設置について、自然環境との調和をはかるといふ観点から、すでにある建物の上のみに限定してはどうでしょうか？ 中津川の豊かな自然は、訪れる人々にとっても、ここで暮らすわたしたちにとっても貴重な財産です。森林を切り開いたり、田園の真ん中に設置したりしている大規模なソーラーパネルは、見ても気持ちがいいものではありません。	土地が個人の財産である以上、その制限は基本的には難しいと考えています。開発により周辺に著しい不利益が発生することを抑止することは必要であるとは考えていますが、著しい不利益が生じないのに制限を加えることは難しいと考えており、既設の建築物の上のみに限定することはできないと考えています。
19	事業廃止後、事業者が処分を終えないうちに倒産等になった場合は、どうなりますか？ その処分に、税金が使われるのは本末転倒なので、新たな事業者、すでに設置している事業者もふくめ、事業廃止後の処理費用を試算して、担保として市に預け入れる等の処置はできないでしょうか。	撤去費用については、国はこの6月の法改正で太陽光発電が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、廃棄費用を外部に積み立てするよう義務化されました。また、都道府県知事や市町村長その他の認定事業者以外の者が、法に基づき認定発電設備等の解体等を行う場合は、解体費用等をその積立金で賄うことと決められています。なお、詳細はこれから制度設計がされますので、その流れを注視していきたいと考えています。

	提出された意見	意見に対する市の考え方
20	<p>再生可能エネルギーを使うことのメリットは環境にやさしいということであるはず です。事業者は、そのために設置する人工物、それが製作されるために必要なエネ ルギー量と、また、事業停止したあとに処分にかかるエネルギー量、そして、森林 を切り開く場合はその際に失われる森林のCO2分解量、全てを試算した上で、そ の事業が環境にとって有益であることを証明してから、事業を開始するようにする べきです。「自然を大切にすまち中津川」としてそこを義務付けるようにしては どうでしょうか。 自然環境にとって有益な事業は、市民にとっても大歓迎だし、そういった事業者を 応援したいと思います。</p>	<p>太陽光発電設備の製造から廃棄に係るエネルギー使用量等の把握については、各企 業や研究機関等において検証が進められています。国や業界団体等でのガイドラ イン等による統一的な計算手法や、指標などが示されておりません。ご意見として 今後の参考とさせていただきます、今後の動向を注視してまいります。</p>
21	<p>抑制区域10、埋蔵文化財を包蔵する土地 とありますが、その判断は誰が行います か？中津川市の歴史は縄文時代にまでさかのぼり、古くから人々が暮らしを営んで きているので、ほとんどの土地に、歴史的な価値のある可能性があると考えられま す。 景観十年、風景百年、風土千年と言われるように、この土地の風土が、一部の人の 利益のために失われることは、あってはならないことだと思います。 事業用として土地を切り開いたり掘削する際は、埋蔵文化財を包蔵していないかど うかを事前に調査する事を義務づける必要があるのではないのでしょうか？</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうかについては、その範囲を把握している文化 スポーツ部文化振興課の埋蔵文化財担当者が判断します。 周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発は、文化財保護法第93条あるいは第94条関 連の届出（通知）を岐阜県知事宛てに提出し、審査を受けてからしか進められませ んので、再生可能エネルギー発電事業に限らず、実情として、全ての事業者は事前 に埋蔵文化財包蔵地や史跡名勝天然記念物等に該当しないかを事前に確認するこ とが法的に義務付けられています。現段階でも、必要があれば文化振興課の埋蔵文化 財担当者が事前の試掘調査等を行うことがあり、場合によっては事業者負担のもと 発掘調査を実施する場合があります。</p>